

後期基本計画

第1章 快適な暮らしを支える社会基盤の整備
～未来へとつなぐ都市づくり～

第1節 都市計画

【現状と課題】

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画である。民間の開発許可申請に対し、その開発が中間市にとって有効かつ利便性の高い物となるよう指導を行い土地の有効利用を図った。地区計画については既存計画の変更は行ったが新規計画の策定は行っていない。今後は未利用地の活用や周辺道路との一体的な計画など地域の特性を生かした土地利用を促進する。

また、都市計画道路については中心市街地に影響の大きい3km弱の整備区間が延長され

た。これにより商業地域の交通機能が向上した。

公園緑地については既存施設の経年劣化が激しいため公園機能の回復に重点をおいて遊具の修繕、撤去を実施。都市公園では垣生公園のバリアフリー化に着手している。

次に、公共下水道の普及率は、平成17年度末現在37%であったが、平成21年度末現在では138haの整備増となったことにより、普及率も53.8%までなった。今後も毎年36haを目標に整備を進めて行く。

【施策の基本方向】

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分及び用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図る。また、土地利用の形態の変化など、時代のニーズに応じた地区計画を検討する。

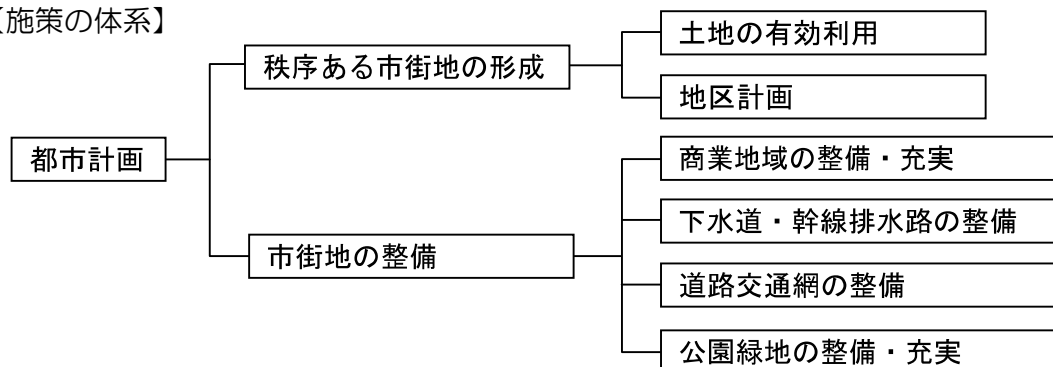
都市計画道路については、社会状況の変化

と道路整備プログラムとの整合を追及し、順次整備を図る。

公園緑地、児童遊園については、長期にわたる計画的な維持管理・整備が必要である。

また、都市公園においてはバリアフリー化を促進する。

【施策の体系】



【計画】

1. 秩序ある市街地の形成

(1) 土地の有効利用

引き続き利便性の高い土地利用を促進するため道路等の都市施設と併せた計画的な土地利用を行う。

(2) 地区計画

今後も地区レベルの計画を促進し、土地所有者等の意見を十分に反映させたいえで、地区特性に合わせた土地利用を検討する。

2. 市街地の整備

(1) 商業地域の整備・充実

総合的土地利用の観点から今後も商業地域の整備については周辺道路との一体的な計画により充実を図る。

(2) 下水道・幹線排水路の整備

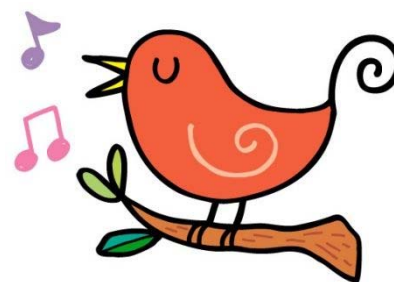
公共下水道については、平成21年度末までの普及率は53.8%であるが、平成26年度末までに普及率70%超を達成するために、毎年36haを目標に整備する。

(3) 道路交通網の整備

都市計画道路の未整備路線に関しては今後も国、県と連携しながら早期の整備を目指す。また、地域の活性化及び土地の有効利用等、将来を見据えた新規路線の決定も重要となる。

(4) 公園緑地の整備・充実

公園施設の長寿命化を図り、長期計画による施設管理が行える体制を整える。



第2節 土地利用

【現状と課題】

平成18年実施の第5回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の見直しにおいて、行政界の変更に伴い第一種住居地域と準工業地域の編入を行ったが商業系地域の

編入は行っていない。

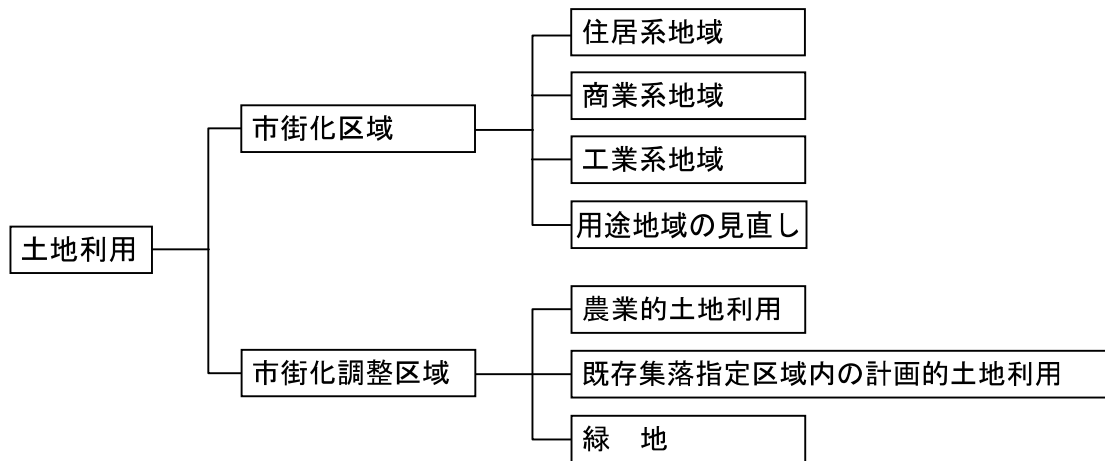
また、平成21年度に中間市都市計画マスタープランの変更を行い将来的土地利用の方向性を示す。

【施策の基本方向】

国、県をはじめとした関係機関との調整を十分に図り、地域住民と密に接し、相互理解と協力のもとに適正な土地利用を図る。

都市計画道路の整備を行った地区の沿道利用に関して、現在の用途地域を検討し、より地域の特性に即した土地利用を促す。

【施策の体系】



【計画】

1. 市街化区域

(1) 住居系地域

住みたいと感じる、住み続けられる都市づくりを目指し、基盤整備の充実や安全・安心の住まい環境づくりに向けて適正な土地利用の規制・誘導を進める。

(2) 商業系地域

都市活力の維持や新たな賑わい創出などの都市の魅力づくりを目指し、既存商店街や拠点地区周辺における機能集積及び都市環境の整備に基づき適正な土地利用の規制・誘導を進める。

(3) 工業系地域

就業の場の確保、都市活力の維持など、都市の魅力づくりと、工業機能の更なる集積を目指して、既存の工業団地周辺への機能集積や企業誘致を検討する。

(4) 用途地域の見直し

今後も地区の特性に合わせて用途地域を適正に配置するため必要な見直しを検討する。

2. 市街化調整区域

(1) 農業的土地利用

今後も農業基盤の充実と食料基地としての営農環境の維持を図る。

(2) 既存集落指定区域内の計画的土地利用

前回実施地区以外に条件に該当する地区はないため中止。

(3) 緑地

遠賀川とその河川敷及び垣生公園周辺などの緑地について、県や国土交通省と調整を図り、必要な景観形成と緑の保全を促進する。



第3節 水利用

【現状と課題】

本市水道事業は、給水人口82,400人を設定し、一日最大給水量は32,600㎥（唐戸浄水場・19,700㎥、西部浄水場・12,900㎥）を確保し、平成29年までは水需要に十分対応できることとしている。

また、将来の水需要の増加に備え、水資源として昭和55年に完成した遠賀川河口堰から中間市・遠賀町分として14,660㎥を確保するとともに、遠賀川河口堰からの分水のための配水池用地を遠賀町内に確保している。

近年、主水源としている遠賀川流域の都市化が進み、生活雑排水や畜産排水・農業排水などに起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されている。

遠賀川ではアンモニア性窒素やBOD値の増加、浮州池では富栄養化から藻類の繁殖による異臭味障害などが、年間を通じて発生している。加えて近年環境ホルモンなどの各種化学物質やクリプトสปリジウムなどで水道水に対する安全性、信頼性が問われていることから、福岡県や流域市町村との一体的な浄化対策を強化・促進しなければならない。

給配水施設では、さらなる水の安定供給のために経年老朽管の新管への切り替え事業を推進するとともに、漏水防止対策を充実させなければならない。

また、地震に強い水道を目指して、これまでに以上に水道施設の耐震化を促進しなければならない。

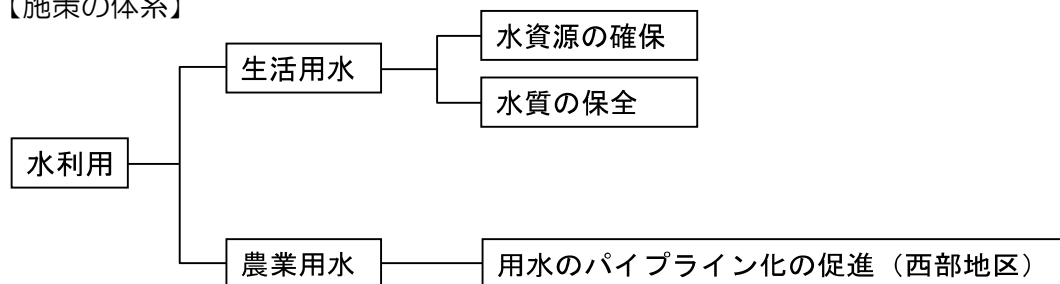
【施策の基本方向】

生活用水の需要の増加を的確に把握し、水資源の確保に努め、飲料水の安定供給を維持する。

また、水資源の水質確保を図るため、水質

汚濁の防止に必要な浄化対策を積極的に推進する。本市では、より一層安心して飲めるおいしい水づくりを目指すため、西部浄水場の改修を図る。

【施策の体系】



【計画】

1. 生活用水

(1) 水資源の確保

今後とも、水需要の増加を見据えた水資源の確保が必要である。

平成6年、異常渇水により、九州北西部、特に福岡県は、福岡市を中心とした福岡都市圏の市町村で、時間給水や夜間断水が行われた。また、比較的水事情に余裕のあった北九州市でも夜間断水を余儀なくされた。

これらのことを踏まえて、一日も欠くことのできない生活用水を安定して給水するため、配水池の建設や幹線配水管網の整備を中心とした第10次拡張事業を推進する。

(2) 水質の保全

近年、周辺各地で住宅化が進み、生活排水に起因すると考えられる水質汚濁の問題が提起されてきている。

水源となっている遠賀川や浮州池においても、アンモニア性窒素やBOD値の増加、藻類の繁殖による臭気が増加の傾向にある。安定した水資源の確保とともに、安全でおいしい水づくりを目指して、水質基準の改正に伴う検査体制の充実を図るとともに、国土交通省、福岡県や流域市町との一体的な浄化対策を強化・推進する。

(3) 農業用水

本市の農業振興地域の要となる西部地域は山田川から用水を確保しているが、用排水路が分離されていないことから家庭排水による汚濁化や富栄養化などの問題が生じている。用水の確保と省力化を図るため、農業用水のパイプライン化を推進して用排水の分離を行い、二毛作が可能な乾田化を促し、農業の生産性向上を図る。

《用語解説》

- ◎アンモニア性窒素 下水、し尿、工場排水などに由来するたんぱく質や有機窒素化合物が腐敗、分解する過程で発生したもので、検査場所に近い地点での汚染を示す有力な指標となる。
- ◎BOD値 水の中の有機物を微生物が分解するのに使われた酸素量のこと
で、有機物による水の汚れを示す代表的な指標。
- ◎環境ホルモン 「外因性内分泌攪乱物質」と呼ばれ、生命体の外から進入して「ホルモン」のような働きをし、本来のホルモン分泌の作用を乱してしまう。そのため、体に異変がおきることが指摘されている。ダイオキシン類、農薬とその他の化学物質に分類される。
- ◎クリプト
スポリジウム クリプトスポリジウム症を起こす孢子虫類に属する原虫の名前。
牛、豚、犬、猫、ねずみなどの腸管内寄生原虫。人への感染は1976年に初めての報告がある。

第4節 道路・橋りょう

【現状と課題】

県事業によりJR筑豊本線と平面交差している県道中間宮田線を立体交差化。

県道中間水巻線の未整備部分の整備を進め、都市計画道路についても4路線の整備を進め

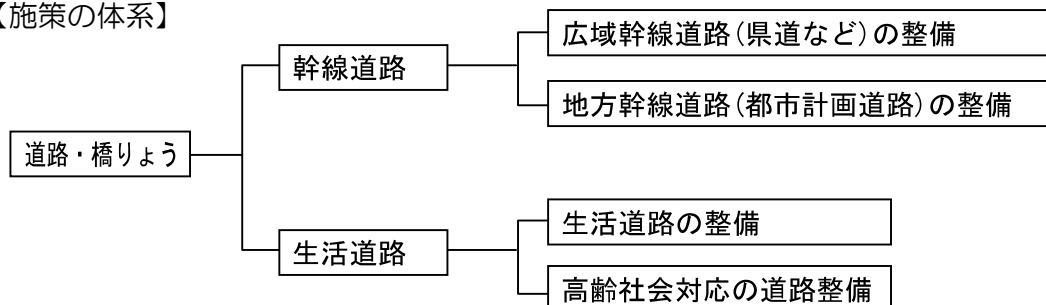
た。また、(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路について都市計画決定を踏まえた警察協議を行うなど、計画決定に向けての条件整備を進めた。

【施策の基本方向】

幹線道路である県道や主要な市道については、朝夕の慢性的な交通渋滞の解消が急務となっており、生活道路との面的な繋がりを勘案しながら整備を図る。また、道路網の充実に向け、(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路の新設を進める。

生活道路については、狭小道路の解消や災害時の非難道路の整備を図る必要がある。特に高齢者や身障者に対応できる歩行空間の機能面の向上を図り、市民各層が親しみやすい安全な道路整備を進める。

【施策の体系】



【計画】

1. 幹線道路

(1) 広域幹線道路網(県道など)の整備

主要道路に関しては今後も市役所前交差点から蓮花寺交差点の4車線化を含め、都市内の連携・交流を強化する機能の充実に向け健全な道路網の中核構築を目指す。

(2) 地方幹線道路(都市計画道路)の整備

都市計画道路については今後も引き続き(仮称)蓮花寺ボタ山縦貫道路の都市計画決定と塘ノ内砂山線跨線橋の整備に向け県等の関係機関との協議を進める。

2. 生活道路

(1) 生活道路の整備

日常生活に密着した生活道路については、交通量など利用状況を十分に配慮したうえで、道路改良や歩道、側溝などの整備を進める。

また、火災などの災害の際に緊急車両の通行できない道路の調査や整備を進め、住民が安心して安全な通行の道路整備を進める。

(2) 高齢社会対応の道路整備

急速に進む高齢社会で、高齢者や身障者の移動の円滑化を図るため、歩道の段差解消や、勾配のある道路や階段に手すりなどを設置し、歩行補助機能の整備を図る。



第5節 住宅

【現状と課題】

市営住宅については、昭和の時代に建設された建物が大多数であり、そのことが建物の老朽化、周辺地域の環境の低下、維持コストの上昇を招いている。現在は中間市公営住宅ストック総合活用計画により建替え、改善を行っているが、住宅政策の変更により、新たに

総合住宅政策の基本として公営住宅等長寿命化計画の策定が必須となり、今後長寿命化計画を策定し、これに基づき財政状況や社会状況などを勘案しながら、建替え、改善、補修など計画的に進める。

【施策の基本方向】

平成26年度以降公営住宅等長寿命化計画の策定が公的交付金を受けるための必須条件

になるので、今後の事業を進めるため公営住宅等長寿命化計画の策定を図る。

【施策の体系】

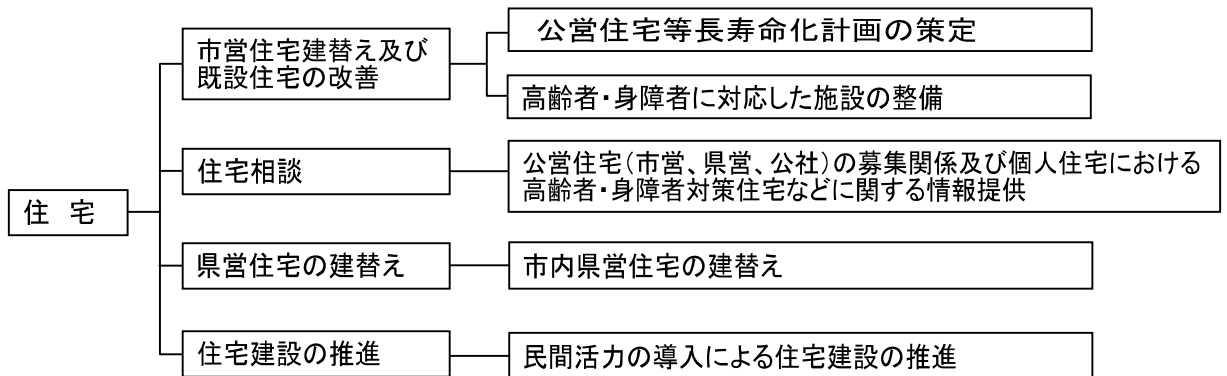


表: 住宅の所有関係別世帯数

年次	総数	持ち家	公営借家	民営借家	給与住宅	間借り
昭和55年	14,564	9,857	2,140	2,206	270	91
昭和60年	15,657	10,600	2,424	2,342	178	113
平成2年	16,068	11,323	2,309	2,164	132	140
平成7年	16,888	11,999	2,289	2,271	150	179
平成12年	17,513	12,433	2,410	2,412	147	111
平成17年	17,807	12,299	2,483	2,794	111	120

資料: 国勢調査

【計画】

1. 市営住宅建替え及び既設住宅の改善

(1) 公営住宅等長寿命化計画の策定

ストック総合活用計画に代わる公営住宅等長寿命化計画を策定して計画的に市営住宅の建替え、改善、補修を行っていく。

(2) 高齢者・身障者に対応した施設の整備

建替え及び改善事業の実施にあたっては、ユニバーサルデザインを基調とした高齢者、身障者にやさしい施設づくりを推進する。

2. 住宅相談

市営、県営、県公社などの公的住宅の募集関係の情報提供を行う。

また、高齢者、身障者などに配慮した住宅に改善する場合、「すみよか事業」などの補助制度の周知徹底を強化し、利用促進を図る。

一般の住宅相談については、相談内容により的確に対応し、市民サービスの充実を図る。

3. 県営住宅の建替え

老朽化した県営住宅の建替えを要望していく。

4. 住宅建設の推進

民間活力が展開できるよう道路整備をはじめとした社会インフラを整備した地区を中心に計画的な住宅開発の促進を図る。

《用語解説》

◎ユニバーサルデザイン 高齢者や障害者などの利用に限定せず、すべての人が利用できる製品や機能などのデザインのこと。

◎インフラ 産業基盤、経済基盤、社会的生産基盤、都市活動を支える骨格となる施設の総称。狭い意味では道路、鉄道、上下水道など。広い意味では学校、病院、福祉施設などを指す。

